



Title	目で見るWHO 第90号 卷末資料等
Author(s)	村田, 朱理
Citation	目で見るWHO. 2024, 90, p. 31-38
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/99629
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

WHO インターンシップ支援助成のご案内

趣旨

日本 WHO 協会が進める世界保健機関（WHO）への人材貢献推進事業の一環として、WHO にインターンとして登用された個人に対し、インターン期間中の生活費等の負担を軽減するために助成を行うものです。

応募資格

WHO の本部、西太平洋地域事務局、健康開発総合研究センター等のインターンシップ制度によりインターんとして登用が決定した者

応募方法

WHO でのインターん採用決定内容と助成支援を必要とする理由（他の支援制度適用の状況等）を付して協会事務局へ申請してください。申請は原則として事前申請とします。できれば渡航の 1か月前までに申請してください。

申請書必要記載事項（様式不問・メール可）

- ① 氏名等：氏名（フリガナ）、住所、連絡先メールアドレス、電話番号
- ② 履歴：生年月日、学歴、職歴、申請時現在の所属、顔写真
- ③ インターん採用の決定内容：行き先、期間、職務内容（採用内容が分かる WHO 発行資料のコピーを添付）
- ④ 助成必要理由：必要経費予想額と他の支援制度適用の状況
- ⑤ 助成金の受け取りができる日本国内の銀行口座

助成の決定

申請があった者について、面接又は電話等により応募内容や助成の必要性についての確認等をおこなったうえ、助成対象者及び助成内容を決定し、応募者に個別に通知します。

助成対象者の義務等

1. インターん終了後は、WHO での経験を協会機関誌『目で見る WHO』に掲載する記事として報告をしてください。
2. 日本 WHO 協会では、WHO インターん終了者の方々とのネットワークを大切にし、さまざまな形で日本 WHO 協会の活動にご協力いただいています。また、義務ではありませんが、インターん終了後に、賛助会員（個人又は学生）に入会いただると大変にうれしいです。
3. 助成金使途についての報告明示義務はありません。ただし、何らかの事情によりインターんを中止、中断した場合には、直ちにその旨を連絡頂き、個別事情により助成金を返還頂く場合があります。

「私の健康、私の権利」

2024年 世界保健デーのテーマです。

My health,
my right



2024年度は、世界保健デー「My health, my right(私の健康、私の権利)」のテーマに沿った「関西グローバルヘルスの集い(KGH)」を年間4回開催する予定です。

世界保健機関(WHO)が提唱した2024年の世界保健デーのテーマは「My health, my right(わたしの健康、わたしの権利)」です。その理由としてWHOが特記したのは、紛争と気候変動でした。紛争は人々の生活に壊滅的な打撃を与え、死や痛み、飢え、精神的苦痛をもたらしています。同時に、化石燃料の燃焼は気候危機を引き起こし、きれいな空気を吸う私たちの権利を奪いました。

歴史を振り返ると、1948年に発効したWHO憲章では次のように明記されていました。「人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、到達しうる最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつです」。WHO憲章では、健康とは基本的人権であるという概念を提示したうえで、各国政府には保健医療サービス提供だけではなく、社会的な施策をも要求していました。

日本WHO協会・関西グローバルヘルスの集い(KGH)では、このテーマに沿ったオンラインセミナーを3回シリーズで行います。分断と対立と混迷の時期である2024年の世界保健デーのテーマ「My health, my right」を、法学、紛争・戦争の現場、気候変動という3つの側面から深く掘り下げていきたいと思います。

オンラインなので世界のどこからでも視聴できます。また、期間限定のオンデマンド配信も準備する予定です。多くの方々のご参加をお待ちしています。

第1回「My health, my right：人権を考える」 2024年9月26日(木) 19:00－20:30

第2回「紛争・戦争と健康権」 2024年11月21日(木) 19:00－20:30(予定)

第3回「気候変動と健康」 2025年1月16日(木) 19:00－20:30(予定)

グローバルカフェ：My health, my right 「能登半島地震からほぼ1年。被災者の方に必要な支援は届いたのだろうか？」
2024年12月14日(土) 14:00－17:00(対面開催のみ)



公益社団法人 日本WHO協会
FRIENDS OF WHO JAPAN

3分
以内



優秀賞 5万円
奨励賞 1万円

動画大募集！

募集期間：2024年8月1日(金)～11月29日(木)



世界保健デー動画募集2024

テーマ My health, my right

私の健康、私の権利

誰でも応募可！



世界保健機関(WHO)が2024年のテーマを「My health, my right(私の健康、私の権利)」にした理由として特記したのは、紛争と気候変動でした。

紛争は人々の生活に壊滅的な打撃を与え、死や痛み、飢え、精神的苦痛をもたらしています。同時に、化石燃料の燃焼は気候危機を引き起こし、きれいな空気を吸う私たちの権利を奪いました。

今年のテーマはこれだけにとどまりません。医療サービス、教育、情報へのアクセス、安全な飲料水、きれいな空気、良質な栄養、質の高い住宅、適正な労働条件や環境条件、差別からの自由など、あらゆる人が、あらゆる場所で享受できる健康の権利擁護に取り組むことが期待されています。

これらのさまざまなテーマのなかで、あなたが考える人の健康と権利について自由な発想で作成した動画をお待ちしています。

賞金
・優秀賞 5万円 (3本程度を予定)
・奨励賞 1万円 (7本程度を予定)

賞状および記念品

賞状および記念品

※応募いただいた方にはささやかながら参加賞を贈呈します。

入賞作品は、世界保健デーのイベント（2025年4月7日開催）
で発表予定、その後はオンライン動画で配信予定です。

募集内容 3分以内の動画：自由な表現を用いた作品を歓迎します！
(例：演劇・コーラス・アニメーション・ダンスなど)



応募方法等、詳細は日本WHO協会のホームページをご参照ください。 →

<https://japan-who.or.jp/about-us/notice/2408-1/>

お問合せ 公益社団法人日本WHO協会
動画募集委員会事務局

メール video0407@japan-who.or.jp



(公社)日本WHO協会の沿革

★は世界保健機関(WHO)の沿革

- 1948★ 国連の専門機関として世界保健機関（WHO）が設立し、「WHO 憲章」が発効した。
- 1965 WHO 憲章の精神普及を目的とする社団法人日本 WHO 協会の設立が認可された（本部京都）。WHO 講演会等の事業活動を開始。
- 1966 「世界保健デー記念大会」開催事業を開始。
- 1968 機関誌『目で見る WHO』創刊号発行。
- 1970 小中学生を対象に保健衛生に関する作文コンクール事業を開始。
- 1981 老年問題に関する神戸国際シンポジウムを実施。
- 1985 WHO 健康相談室を開設、中高年向け健康体操教室を実施。
- 1994 海外の WHO 関連研究者への研究費助成事業を実施。
- 1996★ WHO 健康開発総合研究センター（WHO 神戸センター）開設。
- 1998 WHO 創設 50 周年シンポジウム「健やかで豊かな長寿社会を目指して」を実施。
- 2000 全国各地に支部が設立され、健康フォーラム事業などを展開。
- 2004 業務運営と WHO のロゴ使用に関して、厚生労働省より改善勧告を受ける。
- 2005 倫理委員会を設置し、すべての支部を閉鎖。
- 2007 事務局を京都より大阪市に移転。翌年 2008 年に事務局を現在の大蔵商工会議所内に移転。
- 2009 『目で見る WHO』を復刊し、健康に関するセミナーを実施。
- 2010 關淳一氏（元大阪市長）が理事長に就任し、組織体制を一新。
- WHO 神戸センターのケマレサン所長を招き、フォーラム「WHO と日本」を実施。
- 2011 メールマガジンの配信を開始。WHO インターンシップ支援助成を開始。
- 2012 公益社団法人格を取得。WHO 神戸センターのロス所長を招き、禁煙セミナーを実施。
- 2013 第 5 回アフリカ開発会議 (TICAD) 公式サイドイベントとしてフォーラムを実施。
- 2014 WHO 本部から発信されるファクトシートの翻訳出版権を付与される。
- 2019 ワンワールド・フェスティバル（大阪市）に参加。「関西グローバルヘルスの集い」セミナー開始。英語名称を、Friends of WHO Japan に変更。
- 2020 ラオス小児外科プロジェクト開始。医療従事者応援はがきプロジェクト開始
- 2022 「世界保健デー」国内イベントを復活。

第二次世界大戦後の硝煙さめやらぬ 1946 年 7 月に世界の 61 力国がニューヨークに集い、健康と平和への願いを込めた憲章に調印し、1948 年 4 月 7 日に WHO 憲章が発効され、国連の専門機関として世界保健機関 WHO が発足しました。

当協会はこの WHO 憲章の精神に賛同した人々により、1965 年に民間の WHO 支援組織として設立され、グローバルな視野から人類の健康とウェルビーイングを考え、WHO 憲章の普及と人々の健康増進につながる活動を展開してきました。

歴代会長・理事長、副会長・副理事長(在職期間)

会長	中野種一郎(1965-73)	副会長	松下幸之助(1965-68)	羽田春免(1984-91)	中野 進(1998-06)
理事長	平沢 興(1974-75)	副理事長	野辺地慶三(1965-68)	佐野晴洋(1989-95)	高月 清(2002-06)
	奥田 東(1976-88)		尾村偉久(1965-68)	河野貞男(1989-95)	北村李賢(2002-04)
	澤田敏夫(1989-92)		木村 廉(1965-73)	村瀬敏郎(1992-95)	植松治雄(2004-06)
	西島安則(1993-06)		黒川武雄(1965-73)	加治有恒(1996-98)	下村 誠(2006-08)
	忌部 実(2006-07)		武見太郎(1965-81)	坪井栄孝(1996-03)	市橋 誠(2007)
	宇佐美 登(2007-09)		千 宗室(1965-02)	堀田 進(1996-04)	更家悠介(2008-12)
	關 淳一(2010-17)		清水三郎(1974-95)	奥村百代(1996-06)	更家悠介(2018-)
	中村 安秀(2018-)		花岡堅而(1982-83)	末舛恵一(1996-04)	生駒京子(2018-2023)

WHO憲章

世界保健機関（WHO）憲章は、1946年7月22日にニューヨークで61か国の代表により署名され、1948年4月7日より効力が発生しました。日本では、1951年6月26日に条約第1号として公布されました。その定説は、たとえば「健康とは、完全

な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の

一つである」といったように格調高いものです。日本WHO協会では、21世紀の市民社会にふさわしい日本語訳を追及し、理事のメンバーが討議を重ね、以下のようないいふを完成しました。

日本WHO協会理事長 中村安秀

THE STATES Parties to this Constitution declare, in conformity with the Charter of the United Nations, that the following principles are basic to the happiness, harmonious relations and security of all peoples:

Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.

The enjoyment of the highest attainable standard of health is one of the fundamental rights of every human being without distinction of race, religion, political belief, economic or social condition.

The health of all peoples is fundamental to the attainment of peace and security and is dependent upon the fullest co-operation of individuals and States.

The achievement of any States in the promotion and protection of health is of value to all.

Unequal development in different countries in the promotion of health and control of disease, especially communicable disease, is a common danger.

Healthy development of the child is of basic importance; the ability to live harmoniously in a changing total environment is essential to such development.

The extension to all peoples of the benefits of medical, psychological and related knowledge is essential to the fullest attainment of health.

Informed opinion and active co-operation on the part of the public are of the utmost importance in the improvement of the health of the people.

Governments have a responsibility for the health of their peoples which can be fulfilled only by the provision of adequate health and social measures.

ACCEPTING THESE PRINCIPLES, and for the purpose of co-operation among themselves and with others to promote and protect the health of all peoples, the Contracting Parties agree to the present Constitution and hereby establish the World Health Organization as a specialized agency within the terms of Article 57 of the Charter of the United Nations.

世界保健機関憲章前文（日本WHO協会仮訳）

この憲章の当事国は、国際連合憲章に従い、次の諸原則が全ての人々の幸福と平和な関係と安全保障の基礎であることを宣言します。

健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。

人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつです。

世界中すべての人々が健康であることは、平和と安全を達成するための基礎であり、その成否は、個人と国家の全面的な協力が得られるかどうかにかかっています。

ひとつの国で健康の増進と保護を達成することができれば、その国のみならず世界全体にとって有意義なことです。

健康増進や感染症対策の進み具合が国によって異なると、すべての国に共通して危険が及ぶことになります。

子供の健やかな成長は、基本的に大切なことです。そして、変化の激しい種々の環境に順応しながら生きていける力を身につけることが、この成長のために不可欠です。

健康を完全に達成するためには、医学、心理学や関連する学問の恩恵をすべての人々に広げることが不可欠です。

一般の市民が確かな見解をもって積極的に協力することは、人々の健康を向上させていくうえで最も重要なことです。

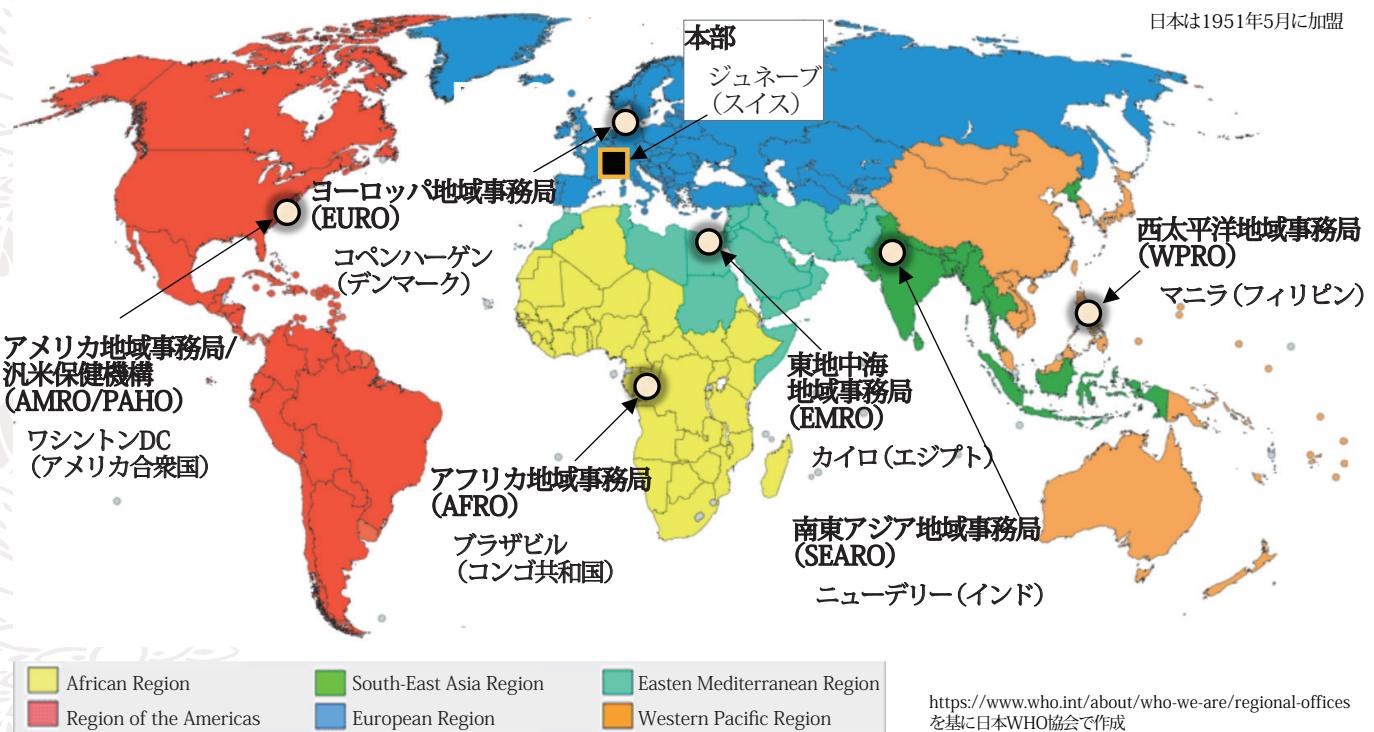
各国政府には自国民の健康に対する責任があり、その責任を果たすためには、十分な健康対策と社会的施策を行わなければなりません。

これらの原則を受け入れ、すべての人々の健康を増進し保護するため互いに他の国々と協力する目的で、締約国はこの憲章に同意し、国際連合憲章第57条の範囲内の専門機関として、ここに世界保健機関を設立します。

WHOの地域事務局と加盟国

2024年4月現在194か国と2準加盟地域

日本は1951年5月に加盟



南北アメリカ地域

アメリカ合衆国
アルゼンチン
アンティグア・バーブーダ
ウルグアイ
エクアドル
エルサルバドル
カナダ
ガイアナ
キューバ
グアテマラ
グレナダ
コスタリカ
コロンビア
ジャマイカ
スリナム
セントクリストファー・ネイビス
セントビンセント・グレナディーン
セントルシア
トリニダード・トバコ
ドミニカ
ドミニカ共和国
ニカラグア
ハイチ
パナマ
パナマ
パラグアイ
ブラジル
(*)ペルトリコ
ベネズエラ
ベリーズ
ペルー
ホンジュラス
ボリビア
メキシコ

ヨーロッパ地域

アイスランド
アイルランド
オゼルバジヤン

アルバニア
アルメニア
アンドラ
イギリス
イスラエル
イタリア
ウクライナ
ウズベキスタン
エストニア
オーストリア
オランダ
カザフスタン
キプロス
キルギスタン
ギリシャ
クロアチア
サンマリノ
ジョージア
イス
スウェーデン
スペイン
スロバキア
スロベニア
セルビア
タジキスタン
チェコ
デンマーク
トルクメニスタン
トルコ
ドイツ
ノルウェー
ハンガリー
フィンランド
フランス
ブルガリア
ペラルーシ
ベルギー
ボスニア・ヘルツェゴビナ
ポーランド
ポルトガル
マルタ
モナコ
モルドバ
モンテネグロ

ラトビア
リトニア
ルーマニア
ルクセンブルグ
ロシア
北マケドニア
アルジェリア
アンゴラ
ウガンダ
エスワティニ
エチオピア
エリトリア
カーボベルデ
カーメルーン
ガーナ
ガボン
ガンビア
ギニア
ギニアビサウ
ケニア
コートジボワール
コモロ
コンゴ
コンゴ民主共和国
サントメ・プリンシペ
ザンビア
シエラレオネ
ジンバブエ
セイシェル
セネガル
タンザニア
チャド
トーゴ
ナイジер
ナミビア
ニジェール
ブルキナファソ
ブルンジ
ベナン
ボツワナ
マダガスカル

マラウイ
マリ
モーリシャス
モーリタニア
モザンビーク
リベリア
ルワンダ
レソト
赤道ギニア
中央アフリカ
南アフリカ
南スудan

アフリカ地域

バングラデシュ
東チモール
ブータン
ミャンマー
モルディブ
朝鮮民主主義人民共和国

西太平洋地域

オーストラリア
カンボジア
キリバス
クック諸島
サモア
シンガポール
ソロモン諸島
ツバル
(*)トケラウ
トンガ
ナウル
ニウエ
ニュージーランド
バヌアツ
パプアニューギニア
パラオ
フィジー
フィリピン
ブルネイ・ダルサラーム
ベトナム
マーシャル諸島
マレーシア
ミクロネシア連邦
モンゴル
ラオス
大韓民国
中華人民共和国
日本

東地中海地域

東地中海地域

アフガニスタン
アラブ首長国連邦
イエメン
イラク
iran
エジプト
オマーン
カタール
クウェート
サウジアラビア
シリア
ジブチ
スーダン
ソマリア
チュニジア
バーレーン
バキスタン
モロッコ
ヨルダン
リビア
レバノン

南東アジア地域

インド
インドネシア
スリランカ
タイ
ネパール

<https://www.who.int/countries>

を基に作成 (2024.4.1)

(*)は準加盟地域

寄付者のご芳名

当協会にご寄付いただいた方々のご芳名を掲載させていただきます。

(匿名希望を除く。50音順、2024年8月末現在)

この紙面をかりて厚くお礼申し上げます。

國司 有香 様
鈴木 幹生 様
花王株式会社
一般社団法人生産技術振興協会

編集委員のページ



村田 朱理(むらた じゅり)

帝京大学大学院公衆衛生学研究科研究員、ナビタスクリニック新宿

救急医療科看護師からコロナ病棟で感染症対策に従事。その後帝京大学で公衆衛生学を専攻し、現在は能登半島沖地震の健康観察を行なながら、渡航外来で勤務。

合縁奇縁

今から十数年前、私はウガンダで初めて国際保健活動を行いました。この経験が私の人生を大きく変える転機となり、人々の健康を守りたいという強い思いが芽生え、看護師を目指しました。

その後、私の人生にまた大きな転機が訪れました。それは新型コロナウイルスの世界的な流行です。このパンデミックは、公衆衛生の重要性を痛感させました。個々の健康だけでなく、社会全体の健康を守ることの大切さを強く感じ、私は公衆衛生を深く学ぶ必要があると決意し、進学を決めました。

公衆衛生を学ぶ中で、私は長崎大学の熱帯医学研修課程に参加し、プラネタリーヘルスについて知るきっかけを得ました。また、日本WHOの活動にも触れる機会があり、広範な視点を持つことができました。この過程で、先生方や同級生、実地研修で出会った現地の人々、そして世界中から集まった同じ志を持つ仲間たちとの素晴らしい出会いがあり、知識を深めるだけでなく、人間としても大きく成長させてくれました。これらの出会いが今の自分を作り上げ、進むべき道を示してくれました。

「合縁奇縁」という言葉がありますが、本当にその通りだと感じます。人生の中で出会う人々との縁は、時に奇跡的なものであり、それが私たちの人生を大きく変えることがあります。私の経験もまた、そんな奇縁の一例です。これからも新たな出会いを大切にしながら、自分の使命を果たしていきたいと思います。

読者アンケートのお願い

目で見るWHO編集委員会では、誌面の向上のために、アンケートによって読者のみなさまからのご意見を集めています。まだお答えいただいていない方はぜひ右のQRコードから、ご協力ををお願いします。



グローバルな視野から健康を考え、
国内外で人々の健康増進につながる諸活動と
WHO憲章精神の普及活動を展開しています。
私たちの活動に賛同し、
継続的ご支援頂ける方の入会をお待ちしています。

会員種別	年会費
正会員：個人	50,000円
正会員：法人	100,000円
個人賛助会員	1口：5,000円
学生賛助会員	1口：2,000円
法人賛助会員	1口：10,000円



入会のお申し込みはこちらから

目で見る WHO

Visual Journal of Friends of WHO Japan

2024 秋号 No.90
2024年10月1日 発行
定価 1,100円

発行者
中村安秀

編集委員
安田直史（編集長） 山田絵里（副編集長）
磯邊綾菜 小笠原理恵 木下英樹 佐伯壮一朗 柴原史歩
島津美寿季 白野倫徳 戸田登美子 林正幸 福井沙織
松澤文音 森本早紀 村田朱理 柳澤沙也子 渡部雄一

編集協力：森井真理子
デザイン協力：根本睦子

発行所
公益社団法人 日本WHO協会
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル5F
TEL ◯ 06-6944-1110 FAX ◯ 06-6944-1136
URL ◯ <https://www.japan-who.or.jp/>

WHOへの人的貢献を推進しよう

広告

株式会社 プロアシスト
代表取締役社長 阪田 敦視
〒540-0031 大阪市中央区北浜東 4-33
北浜ネクスピル 28F
TEL 06-6947-7230 FAX 06-6947-7261

新居合同税理士事務所
代表税理士 新居 誠一郎
〒546-0002 大阪市東住吉区杭全 1-15-18
TEL 06-6714-8222 FAX 06-6714-8090

ポリグルソーシャルビジネス
株式会社
代表取締役 小田 節子
〒540-0026 大阪市中央区内本町 2-1-19
TEL 06-6967-8777 FAX 06-6967-2888

岩本法律事務所
弁護士 岩本 洋子
弁護士 藤田 温香
〒541-0041 大阪市中央区北浜 2-1-19-901
サンメゾン北浜ラヴィッサ 901
TEL 06-6209-8103 FAX 06-6209-8106



化学遺産に認定されました

日本化学会 認定化学遺産 第041号『日本における殺虫剤産業の発祥を示す資料』



金鳥_。渦巻

世界初の
渦巻き型蚊取り線香

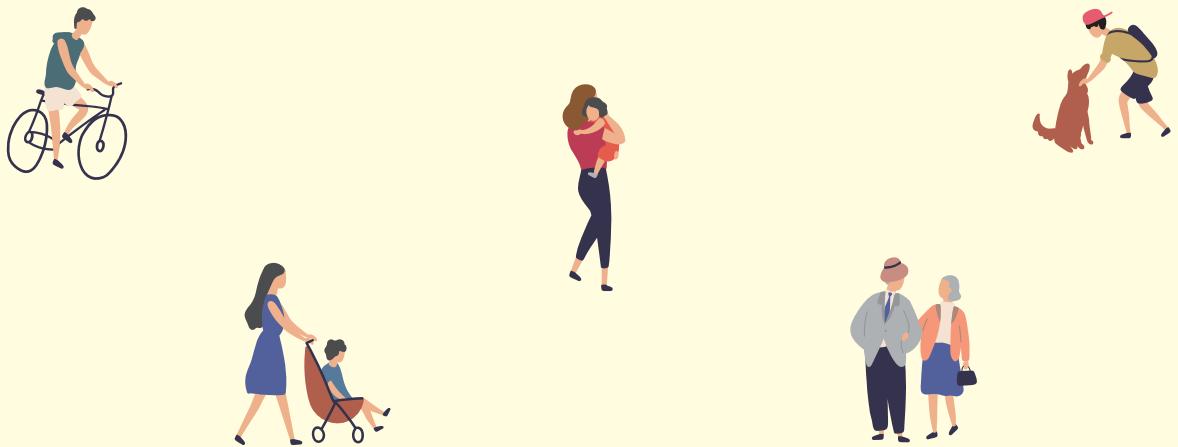


キニョール

日本で初めての
エアゾール殺虫剤



日本の殺虫剤産業は、弊社創業者の上山英一郎と除虫菊との出会いから始まり、有用な化学製品である世界初の蚊取り線香やエアゾール殺虫剤の製品化、ならびに除虫菊に含まれる有効成分・ピレトリン類に関わる化学的研究を礎として現在に至っております。



日本型セルフケアで、健やかな社会を。



日本セルフケア推進協議会は、国民の健康を第一に考え、
産学官の垣根を超えた横断的な情報交換を行うことで、
来るべきAI時代の大変化に対応し、
国民の健康寿命延伸に寄与できるような様々な調査や
オープンな意見交換、それに基づく提言を行っていきます。



一般社団法人 日本セルフケア推進協議会

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3丁目4番18号 昭和薬貿ビル5階

Tel:03-6271-8941 <https://jspa-nsc.com/>

日本セルフケア推進協議会

検索



いのちをつなぐ
SARAYA



©Expo 2025

SARAYAは、大阪・関西万博の BLUE OCEAN DOMEを応援しています。

SARAYAは、ZERI ジャパンが出展する万博のブルーオーシャンドームで海への理解を深め、「プラスチック海洋汚染防止」「海業の持続的発展」「海の気候変動の理解促進」を世界に発信し、ネットワークの拠点形成を目指す取り組みを支援します。



SARAYA
ウェブサイト



ZERI ジャパン
ホームページ

2024 秋号 No.90

公益社団法人
日本WHO協会
Friends of WHO Japan

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル5F
TEL。06-6944-1110 FAX。06-6944-1136
URL。<https://www.japan-who.or.jp/>